

綾瀬市個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、持続可能な脱炭素社会の構築に向け、綾瀬市（以下「市」という。）内の個人住宅における再生可能エネルギーの利用とエネルギー利用の効率化を促進するため、再エネ・省エネ設備等を導入した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再エネ・省エネ設備 太陽光発電設備、ホームエネルギーマネジメントシステム（以下「HEMS」という。）、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、V2H（ビーグル・トゥ・ホーム）充放電設備（以下「V2H」という。）をいう。
- (2) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス等 ZEH、ZEH+、ZEH Oriented、Nearly ZEHのいずれかの評価を受けたことをいう。（以下「ZEH」という。）

(対象事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、市内において自らが居住する住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。）に、前年度の3月1日から当該年度の3月15日までに未使用の再エネ・省エネ設備を新たに設置した事業で、別表第1の要件に適合するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 再エネ・省エネ設備が設置された住宅の所在地に住民登録を有する個人で、継続的に設備を使用すること。
- (2) 市税（市税に係る延滞金を含む。）に未納がないこと。

(3) 店舗、事務所等との併用住宅に設備を設置する場合は、家庭用として使用すること。

(4) 綾瀬市暴力団排除条例（平成２３年綾瀬市条例第９号）第２条第２号から第５号までの規定に該当しないこと。

２ 前条の規定にかかわらず、建売住宅供給者等によって設備が設置された建売住宅にあつては、建売住宅供給者等から当該住宅を取得する者を補助対象者とする。

第５条 削除

（補助対象経費）

第６条 補助対象経費は、補助事業に要する機器費及び設置工事費から、国又は他の地方公共団体から交付された補助金、交付金その他これらに相当する額を控除したものとする。

２ 前項の経費においては、消費税及び地方消費税相当額は、補助対象としない。

（補助金の額の算出方法等）

第７条 補助金の額は、別表第２のとおりとする。ただし、前条の規定により算出した額と別表第２に定める額のいずれか低い額を限度とする。

２ 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第８条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設備の設置後、別表第３に掲げる書類を当該年度の４月１日から翌年３月１５日までに市長に提出しなければならない。ただし、４月１日又は３月１５日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に当たる場合は、それぞれその翌日とする。

（手続代行）

第９条 申請者は、補助金の交付に係る申請等の事務手続を第三者に代行させることができる。

（交付の決定）

第１０条 市長は、第８条の規定による申請があつたときは、内容を審査し、交付の適否について、個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金交付（不交付）決定通知書（第４号様式）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第 1 1 条 規則第 8 条第 1 項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定があったことを知った日から起算して 1 0 日を経過した日までとする。

(財産の処分の制限)

第 1 2 条 規則第 1 5 条第 2 号及び第 3 号に規定する財産及び同条ただし書に規定する市長が定める期間は、次の表のとおりとする。

財産の種類	期間
太陽光発電設備	1 0 年
H E M S	5 年
家庭用燃料電池システム	6 年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6 年
V 2 H	5 年
Z E H	6 年

(補助金の交付等)

第 1 3 条 第 1 0 条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金交付請求書（第 5 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金交付（不交付）決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、3 0 日以内に補助金を交付する。

(交付決定の取消し並びに補助金の返還)

第 1 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 交付決定者が、この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(現地調査)

第 1 5 条 市長は、補助対象事業を適正に執行するため、設備の設置状況を調査することができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、第3条の規定は、同年3月1日から適用する。

(旧要綱の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 綾瀬市住宅用太陽光発電設備設置補助金交付要綱（平成17年6月1日施行）

(2) 綾瀬市住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付要綱（平成25年4月1日施行）

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前に、前項の規定による廃止前の綾瀬市住宅用太陽光発電設備設置補助金交付要綱の規定により交付を受けた補助金についての同要綱第10条及び第12条の規定は、及び同項の規程による廃止前の綾瀬市住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付要綱の規定により交付を受けた補助金についての同要綱第10条及び第12条の規定は、なおその効力を有する。

(適用期間)

- 4 この要綱の適用期間は、令和6年4月1日から令和15年3月31日までの9年とする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

設備の種類	補助対象要件	
太陽光発電設備	電力会社と余剰買取方式で電力受給契約を締結していること。	
H E M S	環境省、経済産業省その他関係省庁（以下「関係省庁」という。）の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）化等支援事業）」（以下「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」という。）に定める要件を満たすエネルギー計測装置	※補助対象機器に規定する補助金の対象設備登録期間終了時に存在しなかったために対象とならなかった設備については、対象となっている設備と同等の機能を有すると認められるものの。
家庭用燃料電池システム	一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定した機器	
定置用リチウムイオン蓄電システム	関係省庁の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」の対象として登録されている機器	
V 2 H	電気自動車への充電及び電気自動車から住宅への電力の供給が可能な機器で、かつ関係省庁の「補助対象V 2 H充放電設備一覧」の対象として承認されている機器	
Z E H（加算）	建築物省エネルギー性能表示（B E L S）評価書にて「Z E H」であることを示す証書を取得している場合は、補助額に10万円を加算する。	

別表第 2（第 7 条関係）

設備の種類	補助限度額	備考
太陽光発電設備	3 万円	太陽電池の公称最大出力に 1 k W（小数点第 3 位以下切り捨て）当たり 1 万円を乗じて得た額又は補助限度額のいずれか低い方とする。
H E M S	1 万円	
家庭用燃料電池システム	5 万円	
定置用リチウムイオン蓄電システム		
V 2 H		
Z E H（加算）	1 0 万円	

別表第3（第8条関係）

設備の種類	添付書類
共通	1 個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金交付申請書（第1号様式） 2 補助対象工事の内訳書（第2号様式） 3 設置場所を示す地図（住宅の場所を特定できるもの） 4 設備に係る工事請負契約書又は売買契約書（写し） 5 設備に係る領収書（写し）又はこれに代わるもの 6 その他市長が必要と認める書類
太陽光発電設備	1 太陽電池モジュール製造番号 2 電力会社発行の「特定契約のご案内」 3 発電設備の設置状態を示すカラー写真（住宅全体の写真。設置した太陽電池モジュールを確認できる写真。パワーコンディショナーの全体及び型式等が掲載されている銘板の写真） 4 低圧配電線への系統連系協議依頼票等の写し（太陽電池の最大出力の合計値が10kW以上の場合のみ。余剰買取方式で電力受給契約を締結していることが確認できるもの）
HEMS	1 設備の出荷証明書（写し）若しくは保証書（写し）又はこれに代わるもの 2 設備の設置状態を示すカラー写真（設備の全体及び型式等が掲載されている銘板の写真）
家庭用燃料電池システム	
定置用リチウムイオン蓄電システム	
V2H	
ZEH（加算）	1 建築物省エネルギー性能表示（BELS）評価書（ZEHの認証を受けたもの）（写し） 2 BELS評価書に基づく施工証明書（第3号様式）

第 1 号様式（別表関係）

個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

（申請者） 郵便番号 〒
住 所

フリガナ

氏 名

連 絡 先

生年月日 年 月 日

性 別 男 ・ 女 （県警照会用）

年度の補助金について、綾瀬市個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり申請します。
また、以下の確認事項に同意及び誓約します。

確認事項	1 個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金の交付決定に 当たり、住民登録及び市税の納付状況を確認することについて 2 反社会的勢力に該当するか否かの確認のため、神奈川県警察 本部及びその他の関係機関に照会することについて 3 綾瀬市暴力団排除条例（平成 2 3 年綾瀬市条例第 9 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までの規定（以下「反社会的勢力」とい う。）のいずれにも該当しません。 4 反社会的勢力に該当すると判明した場合は、それに関して市 長が行う一切の措置について意義を申しません。
代行手続の場合	会社名（ ） 担当者名（ ） 連絡先（ ）
交付申請額の合計	円（千円未満切り捨て）

内容（設置する設備について ☐ に「レ」を記載してください。）		☐ 太陽光発電設備 ☐ HEMS ☐ 家庭用燃料電池システム（エネファーム） ☐ 定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池） ☐ V2H（電気自動車充電器） ☐ ZEH加算 ※条件に該当する場合のみ	
設置 住宅の 詳細	所在地	綾瀬市	
	種 別	☐ 戸建住宅 ☐ 集合住宅	
	取 得	☐ 新築 ☐ 建売 ☐ 既築	
着手年月日		年 月 日	
完了年月日		年 月 日	
太陽光発電設備 (モジュール)		メーカー名	
		型式名	
		太陽電池の公称最大出力 と使用枚数	W × 枚 = W
			W × 枚 = W
			W × 枚 = W
			W × 枚 = W
W × 枚 = W			
合計		W	
太陽光発電設備 (パワーコンディショナー)		メーカー名	
		型式名	
		定格出力	k W
H E M S		メーカー名	
		型式名	

家庭用燃料電池 システム	メーカー名	(発電ユニット) (貯湯ユニット)
	型式名	(発電ユニット) (貯湯ユニット)
	発電出力	k W
定置用 リチウムイオン蓄電 システム	メーカー名	
	型式名	
	蓄電容量	k W h
V 2 H	メーカー名	
	型式名	

第 2 号様式（別表関係）

補助対象工事の内訳書

		太陽光 発電設備	H E M S	家庭用燃料 電池システム	定置用 リチウムイオン 蓄電システム	V 2 H
補助限度額		3 万円	1 万円	5 万円	5 万円	5 万円
太陽電池の最大出力 （小数点第 3 位以下切り捨て）		k W				
補助事業に要する経 費の合計 a ※ 1		円	円	円	円	円
a の 内 訳	機器費	円	円	円	円	円
	設置工事費	円	円	円	円	円
補助事業に要する経費 以外の経費 b ※ 1		円	円	円	円	円
事業費小計 c (a+b)		円	円	円	円	円
消費税 d		円	円	円	円	円
総事業費 c+d ※ 2		円	円	円	円	円
国補助金予定額 e		円	円	円	円	円
補助対象経費 a-e		円	円	円	円	円
Z E H加算 ※ 3		☐ 有（1 0 万円） ☐ 無				
交付申請額 ※ 4		円 （千円未満切り捨て）	円	円	円	円
		※ 1 値引きがある場合は、値引き後の金額を記載してください。 ※ 2 見積金額又は契約金額と一致させてください。 ※ 3 有の場合は、交付申請額に 1 0 万円を加算してください。 ※ 4 補助限度額か補助対象経費のいずれか低い額を記載してください。				

第 3 号様式（別表関係）

B E L S 評価書に基づく施工証明書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

（証明者）

住所又は所在地 _____

会 社 名 _____

役 職 名 _____

代 表 者 氏 名 _____

電 話 番 号 _____

様邸につきましては、 年 月 日付で交付を受けました B E L S 評価書のとおり施工したことを証明します。

評価書交付番号： _____

住宅の引渡し又は工事完了日： 年 月 日

第 4 号様式（第 1 0 条関係）

個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金交付（不交付）決定通知書													
年 月 日													
様													
綾瀬市長 印													
年度の補助金については、綾瀬市個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり決定したので通知します。													
補助金の交付	☐ 交付する。 ☐ 交付しない。 (理 由)												
交付決定額	円												
交 付 決 定 額 内 訳	<table><tr><td>・ 太陽光発電設備</td><td>円</td></tr><tr><td>・ HEMS</td><td>円</td></tr><tr><td>・ 家庭用燃料電池システム</td><td>円</td></tr><tr><td>・ 定置用リチウムイオン蓄電システム</td><td>円</td></tr><tr><td>・ V 2 H</td><td>円</td></tr><tr><td>・ Z E H（加算）</td><td>円</td></tr></table>	・ 太陽光発電設備	円	・ HEMS	円	・ 家庭用燃料電池システム	円	・ 定置用リチウムイオン蓄電システム	円	・ V 2 H	円	・ Z E H（加算）	円
・ 太陽光発電設備	円												
・ HEMS	円												
・ 家庭用燃料電池システム	円												
・ 定置用リチウムイオン蓄電システム	円												
・ V 2 H	円												
・ Z E H（加算）	円												
交 付 条 件	綾瀬市個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、補助を受けた設備は次の期間は処分することができません。 なお、事前に市長の承認を受けた場合は処分可能ですが、特別な事情がない限り、使用月を基に算定した補助金の返納が必要になります。 また、市長の承認を得ずに処分した場合は、補助金の全額又は一部の返納が必要になります。 <table><tr><td>・ 太陽光発電設備</td><td>1 0 年</td></tr><tr><td>・ HEMS</td><td>5 年</td></tr><tr><td>・ 家庭用燃料電池システム</td><td>6 年</td></tr><tr><td>・ 定置用リチウムイオン蓄電システム</td><td>6 年</td></tr><tr><td>・ V 2 H</td><td>5 年</td></tr><tr><td>・ Z E H</td><td>6 年</td></tr></table>	・ 太陽光発電設備	1 0 年	・ HEMS	5 年	・ 家庭用燃料電池システム	6 年	・ 定置用リチウムイオン蓄電システム	6 年	・ V 2 H	5 年	・ Z E H	6 年
・ 太陽光発電設備	1 0 年												
・ HEMS	5 年												
・ 家庭用燃料電池システム	6 年												
・ 定置用リチウムイオン蓄電システム	6 年												
・ V 2 H	5 年												
・ Z E H	6 年												
備 考													

第 5 号様式（第 1 3 条関係）

個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金交付請求書	
年 月 日	
(宛先) 綾瀬市長	
住 所	
請求者 氏 名	
電話番号	
年度補助金の交付決定がありました件について、綾瀬市個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金交付要綱第 1 3 条の規定により請求します。	
交付決定通知額	円
交付請求額	円
添付書類	(1) 個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金交付決定通知書の写し (2) その他市長が必要と認める書類

次の口座に振り込んでください。

フリガナ			名義人との関係
口座名義人			本人 ・ 他 ()
金融機関コード			
金融機関名			
店 名	本店 ・ 支店		
預 金 種 目	普通 ・ 当座	口座番号	